

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	茨城町	国調人口(H17.10.1現在)	35,008人
構成団体名		職員数(H22.4.1現在)	245人
		健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 計画期間:

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

- 「職員数」欄は、普通会計において一般職に属する常勤の職員（地方公務員法第3条3項の特別職を除く。）について、平成22年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。
- 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.57 (H22年度)	標準財政規模(百万円)	7,191 (H21年度)
財政力指数(臨財債振替前)	(年度)	地方債現在高(百万円)	20,286 (H21年度)
実質公債費比率(%)	14.7 (H21年度)	うち普通会計債現在高(百万円)	8,638 (H21年度)
経常収支比率(%)	85.9 (H20年度)	うち公営企業債現在高(百万円)	11,648 (H21年度)
実質収支比率(%)	4.2 (H20年度)	積立金現在高(百万円)	1,554 (H21年度)
将来負担比率	141.8 (H20年度)		

注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

- 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施（予定）の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	茨城町財政健全化計画（普通会計）
計 画 期 間	平成22年度～平成26年度
既 存 計 画 と の 関 係	茨城町第3次行政改革大綱（H21～H25、第三次定員適正化計画を含む）
公 表 の 方 法 等	茨城町ホームページ等により公表
基 本 方 針	茨城町第3次行政改革大綱に基づき、厳しい社会情勢や財政状況を踏まえ、自立的な体質改善に取り組み、安定した財政運営及び財政健全化を推進します。

I 基本的事項（つづき）
5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	28,442.8			28,442.8
	補償金免除額	3,199.3			3,199.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		22,648.9	223,323.0	245,971.9
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		2,833.4		2,833.4

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること)。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
普通 会計 債	公営住宅建設事業債	28,443			28,443
小 計 (A)		28,443	0	0	28,443
出 資 債 等 計					
小 計 (B)		0	0	0	0
合 計 (A)+(B)		28,443	0	0	28,443

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
普通 会計 債	庁舎建設事業債		22,649	193,284	215,933
	義務教育施設整備事業債			30,039	30,039
小 計 (A)		0	22,649	223,323	245,972
出 資 債 等 計					
小 計 (B)		0	0	0	0
合 計 (A)+(B)		0	22,649	223,323	245,972

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
普通 会計 債	臨時地方道整備事業債		2,833		2,833
小 計 (A)		0	2,833	0	2,833
出 資 債 等 計					
小 計 (B)		0	0	0	0
合 計 (A)+(B)		0	2,833	0	2,833

注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本町は、茨城県のほぼ中央に位置し、涸沼を代表とする自然な景観に恵まれた都市近郊の田園都市です。北関東自動車道及び東関東自動車道の事業化によるIC周辺の大規模な工業団地整備や医療・福祉の拠点となる“やさしさの町「桜の郷」”整備事業の推進など、環境と調和を図りながら都市基盤整備を進めています。</p> <p>平成17年国調によると人口は前回調査より288人減の35,008人となり、年々微減で推移していますが、近年の都市基盤整備により若干の人口増も見込まれています。しかし、少子高齢化の影響を大きく受け、老年人口は21年度末時点で25.1%となり、今後も高齢化が進むことが予想されています。</p> <p>財政状況においては、歳入では自主財源の中心となる町税が30.3%にすぎず、交付税や譲与税等への依存が大きいため、財源確保に苦慮している状況です。歳出では、少子高齢化に伴った扶助費の増、教育施設の老朽化に伴う改築や耐震工事、国保・介護・上下水道等特別会計への繰出金など、増加要因が多く厳しい状況です。これまでも第1次及び第2次行財政改革大綱や集中改革プラン等に沿って、行財政改革を推進してきましたが、上記のような理由からH21年に第3次行政改革大綱を策定し、現在も進めています。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ① 税収入等の確保</p> <p>徴収率は、平成20年度は89.3%となっており、県平均の90.5%より下回っている現状となっています。本町では、納税に対しコンビニ収納や取扱銀行を増やすなど納税者の利便性向上や不動産等の差押えを行い、納税意識の向上、全管理職員による滞納整理等を実施していますが、今後も対策を強化し徴収率の向上に努めます。また、将来の税収入増加につなげるため、工業団地等への企業誘致などを推進します。</p> <p>課 題 ② 定員管理及び給与の適正化</p> <p>第2次定員適正化計画に基づき、職員の削減や人件費の抑制を積極的に行い、目標以上の削減となったことから、職員が足りなくなる状況となっています。そのため、第3次定員適正化計画に沿った適正な人員管理と給与制度の適正化を図ります。</p> <p>課 題 ③ 第三セクターの適正な運営</p> <p>財政健全化法による債務改革などに伴い、土地開発公社の債務を減少させるべく土地の買い戻しを年次的に実施しています。今後も買い戻しを実施するとともに抜本的な見直しを含め、経営改革に取り組みます。</p> <p>課 題 ④ 公営企業等への繰出金の適正化</p> <p>本来独立採算の原則に立つべき特別会計への繰出金がH21決算における構成比で12.2%を占め、大きな負担となっています。各特別会計において、受益者負担の適正化に基づき、使用料・負担金見直しの検討や加入率及び徴収率の向上、経費削減等を図り一般会計に頼りきった体質を改善します。</p> <p>課 題 ⑤ 公債費負担の健全化</p> <p>近年、地方債発行を元金償還額より抑えるなどし、健全化を図ってきたため、年々地方債残高及び公債費は減少しています。しかし、教育施設等の老朽化が進んでおり、ここ数年で改築や耐震化を行う必要があることから、今後一時的に増加へ転じることが予想されるため、今後も計画的で適正な公債管理を図ります。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方税	3,107	3,048	3,432	3,599	3,535	3,376	3,388	3,288	3,287	3,287
地方譲与税等	803	936	685	645	599	578	570	560	560	560
地方特例交付金	88	67	18	39	49	55	55	55	30	30
地方交付税	2,651	2,563	2,416	2,423	2,599	2,688	2,690	2,640	2,600	2,600
小計(一般財源計)	6,649	6,614	6,551	6,706	6,782	6,697	6,703	6,543	6,477	6,477
分担金・負担金	93	103	118	140	150	133	130	130	130	130
使用料・手数料	190	182	181	189	176	150	150	150	150	150
国庫支出金	746	407	624	896	2,167	1,213	1,110	1,090	1,160	1,110
うち普通建設事業に係るもの	295	55	221	350	546	451	320	300	370	320
都道府県支出金	484	516	564	571	617	633	630	600	600	600
うち普通建設事業に係るもの	24	67	49	53	41	56	55	50	50	50
財産収入	5	80	18	9	5	3	3	3	3	3
寄附金										
繰入金	275	367	536	314	337	106	100	45	639	421
繰越金	132	113	170	160	187	187	40	250	0	0
諸収入	349	464	317	315	364	417	300	250	250	250
うち特別会計からの貸付金返済額										
うち公社・三つからの貸付金返済額										
地方債	1,030	584	632	795	889	991	900	1,000	1,200	900
特別区財政調整交付金										
歳入合計	9,953	9,430	9,711	10,095	11,674	10,530	10,066	10,061	10,609	10,041
人件費 a	2,531	2,554	2,463	2,423	2,420	2,476	2,465	2,445	2,435	2,405
うち職員給	1,689	1,761	1,699	1,620	1,539	1,525	1,495	1,475	1,465	1,435
物件費 b	1,119	1,132	1,160	1,064	1,074	1,280	1,240	1,220	1,210	1,200
維持補修費 c	116	50	56	57	54	57	58	60	60	60
a + b + c = d	3,766	3,736	3,679	3,544	3,548	3,813	3,763	3,725	3,705	3,665
扶助費	899	923	1,055	1,137	1,215	1,514	1,575	1,622	1,670	1,720
補助費等	1,143	981	1,052	1,009	1,515	1,176	1,150	1,150	1,150	1,150
うち公営企業(法通)に対するもの	301	87	88	41	11	37	37	37	37	37
普通建設事業費	1,710	1,111	1,220	1,546	2,372	1,593	860	1,213	1,653	1,035
うち補助事業費	473	63	544	648	1,019	390	414	480	645	408
うち単独事業費	1,237	1,048	676	898	1,353	1,203	446	733	1,008	627
災害復旧事業費										
失業対策事業費										
公債費	1,143	1,149	1,123	1,108	1,069	1,005	866	893	906	916
うち元金償還分	912	932	917	919	893	841	697	718	726	727
積立金	12	13	17	12	9	10	8	8	8	8
貸付金	22	22	15	14	13	12	12	12	12	12
うち特別会計への貸付金										
うち公社、三つへの貸付金										
繰出金	1,016	1,188	1,205	1,303	1,365	1,205	1,240	1,348	1,415	1,445
うち公営企業(法非通)に対するもの	308	346	419	432	430	491	573	614	610	627
その他	30	32	59	85	84	113	90	90	90	90
歳出合計	9,741	9,155	9,425	9,758	11,190	10,441	9,564	10,061	10,609	10,041

【財政指標等】

(単位：百万円、人)

区 分	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
形式収支	212	275	286	337	484	89	502	0	0	0
実質収支	195	209	247	292	425	89	502	0	0	0
標準財政規模	6,442	6,535	6,488	6,934	7,191	7,396	7,470	7,320	7,280	7,280
財政力指数	0.51	0.54	0.56	0.58	0.58	0.57	0.57	0.57	0.58	0.57
実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—	—	—	—
経常収支比率 (%)	80.4	86.6	87.5	85.9	82.3	82.5	83.8	86.1	86.9	87.1
実質公債費比率 (%)	11.5	12.5	14.2	14.7	14.2	13.3	13.1	13.5	14.5	14.8
地方債現在高	9,398	9,050	8,765	8,642	8,638	8,788	8,992	9,274	9,748	9,920
積立金現在高	2,490	2,239	1,831	1,705	1,554	1,712	1,668	1,884	1,254	836
財政調整基金	1,872	1,732	1,318	1,194	1,174	1,425	1,474	1,683	1,046	621
減債基金	69	9	9	9	9	9	9	9	9	9
その他特定目的基金	549	498	504	502	371	278	185	192	199	206
職員数	264	260	258	251	250	245	250	250	250	250

注 実質公債費比率は、平成21年度(平成18年度から平成20年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度(平成19年度から平成21年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		
2 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	H8年度からスタートした定員適正化の取組みは順調に進み、380人の職員数からH22年度の目標300人に対し、85人の削減をし、295人となっている。第3次適正化計画では300人を基準としていることと年齢構成にバラツキがあることから、民間経験者の採用や計画的な採用を実施する。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②	平成19年度から人事院勧告に準じ給与構造改革を実施した。また、年功序列の給与体系を脱し、人事評価等を活用し新しい給与体系の構築を図る。地域手当については、支給はしておらず今後も支給する予定はない。
◇ 技能労務職員の給与のあり方	②	現在の技能労務職員は、町立保育所の調理等を行っている1名のみであり、行政職給料表（一）を適用している。H23年度にて閉所することから、一般事務職への任用替えを実施する予定である。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	②	H19年度で廃止した。
◇ 福利厚生事業のあり方		これまでの主な事業内容は、職員の健康維持・意識啓発が中心となっているが、「事業の内容・水準が住民感覚と乖離していないか」「職員の公務効率向上につながっているか」などを毎年精査している。今後は、取組内容等について町民の十分な理解が得られるよう公表を行う予定である。
○ 物件費、維持補修費等の見直し		経費の節減合理化として、省エネ（節水・節電・燃料の節減など）を各施設にて積極的に実施し、事業所の経費削減及び地球温暖化対策の推進を図っている。 維持補修については、施設の老朽化に伴った増加が予想されるが、事前にメンテナンスするなど計画的措置を行い、抑制を図る。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		H21年度から学校給食共同調理場の民間委託を実施した。また、公私立幼稚園及び保育所の再編として、町内にある公立、私立の幼稚園及び保育所の14施設を10施設に再編する計画に沿って、H22年度までに公立3施設の閉所を行った。H23年度には公立保育所を閉所し、更なる民間施設の活用を推進する。
○ その他		

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	収納対策課の設置（平成20年度）やコンビニ収納、不動産等の差押え、全管理職による滞納整理などを実施し、徴収率の向上に努めている。また、職員を茨城県租税債権管理機構に派遣し、徴収事務のノウハウを習得させている。更なる徴収率の向上を目指し、調査・研修を行い方策を確立する。
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	③	土地開発公社の債権改革に伴い、H20年度より年次的に土地の買い戻しを行っている。 ※H19末土地残高：634,389千円 → H21末土地残高：192,909千円
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開		
◇ 給与及び定員管理の状況の公表	②	H16年の地方公務員法の改正より毎年公表しているが、今後は住民等が理解しやすいような工夫を講じ、公表する予定である。
◇ 財政情報の開示		広報誌、ホームページ等にて毎年公表している。
○ 行政評価の導入		現在、導入を検討しており、試行期間中である。
6 その他	⑤	地方債発行の抑制をしてきたが、教育施設等の老朽化が進んでおり、ここ数年で改築や耐震化を行う必要があることから、今後一時的に増加へ転じることが予想される。今後も計画的で適正な公債管理を図る。

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除線上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 線上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【新規計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	適正な人員管理を行い、人件費の増を防ぐ。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	教育施設等の老朽化に伴う改築等による増を補うため、計画的に適正な公債管理を図る。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

課題	項目	実績					計画前5年度 実績	目標					計画合計
		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)		平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
	実質公債費比率	11.5	12.5	14.2	14.7	14.2		13.3	13.1	13.5	14.5	14.8	
	地方債現在高	9398	9050	8765	8642	8638		8788	8992	9274	9748	9920	
②	人件費（支弁人件費含む）	1,719	1,782	1,736	1,656	1,574		1,560	1,530	1,510	1,500	1,470	
	改善効果額	61	-2	74	124	206	463	14	44	64	74	104	300
	〇〇〇												
	改善効果額												
	〇〇〇												
	改善効果額												
	〇〇〇												
	改善効果額												
	〇〇〇												
	改善効果額												
計画前5年間改善効果額 合計							463	改善効果額 合計 A					300
								Aのうち公営企業会計加算分 B					
								(Bの内訳) 〇〇会計への加算額					
								〇〇会計への加算額					
								A - B					300
								<参考> 補償金免除額（旧資金運用部資金）					3

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 「Aのうち公営企業加算分 B」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。